

新型コロナウイルスワクチン接種
実施医療機関の長 様

島根県健康福祉部感染症対策室長
(公 印 省 略)

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援）の申請方法等について（その3）（通知）

平素より、感染症予防対策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和4年度における補助金申請方法等を下記のとおりご案内いたしますので、該当の医療機関におかれましては、申請手続きをお願いいたします。

記

1 令和4年度の実施内容の一部改正について

国の制度改正に伴い、令和4年10月1日接種分より、実施期間の延長及び各種支援に係る要件の追加を行いました。詳細は添付の交付要綱をご確認ください。

2 申請書類

補助金の交付申請及び実績報告として以下の書類をご提出ください。

（申請の要件に該当しない場合には、申請書類の提出は不要です。）

（1）診療所の場合

- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費補助金交付申請書兼実績報告書（診療所）

【様式3（診療所用）】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（診療所）

【様式2（診療所用）】

（2）病院の場合

- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費補助金交付申請書兼実績報告書（病院）

【様式3（病院用）】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（病院）

【様式2（病院用）】

3 申請書類の提出先

島根県健康福祉部感染症対策室ワクチン接種支援グループ

（〒690-0887 松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター2階）

4 申請期限

(1) **令和4年10月2日～同年12月3日接種分** **追加**
令和5年1月31日(火)必着

(2) 令和4年12月4日以降接種分
申請様式と合わせて別途お知らせします

5 その他

- 申請書の作成・提出にあたっての留意点
 - ・ 提出書類はすべて片面印刷としてください。
 - ・ 提出の際は、他を同封せず、封筒に「個別接種促進事業申請」と朱書きしてください。
- VRS上の接種実績との照合について
 - ・ 提出された接種実績については、補助金の支払後、別途国より提供されるワクチン接種記録システム(以下、「VRS」という。)上の接種実績と照合します。
 - ・ 提出された接種実績とVRS上の接種実績が乖離している場合には、対象の医療機関へ照会を行い、申請内容の是正が必要な場合には、別途過誤調整の手続きを行う予定です。

6 県ホームページでの情報提供

個別接種促進事業の実施に関する情報や、各種様式の電子データについては、県ホームページ(掲載先は以下のとおり)に掲載しています。

- URL : <https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/coronavaccine/corona-vaccine-kobetsu.html>



[添付書類]

1. 【改正後全文】令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱
2. 【新旧対照表】令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱
3. 【改正概要】令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱
4. 申請書兼実績報告書(10月2日～12月3日実施分)

島根県健康福祉部感染症対策室

ワクチン接種支援グループ

TEL:0852-22-6176,6175 FAX:0852-22-6905

E-mail: corona-vaccine@pref.shimane.lg.jp

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱
(個別接種促進のための支援)

(通則)

第1条 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金(個別接種促進のための支援)(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」(令和4年9月22日医政発0922第38号、健発0922第14号、薬生発0922第1号別紙。以下「国実施要綱」という。)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下、「新型コロナウイルスワクチン」という。)の個別接種に協力する医療機関への支援を行うことで、当該ワクチンの効果的・効率的な接種を進めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個別接種促進事業 国実施要綱3(21)新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業のうち、ウ(イ)個別接種促進のための支援
- (2) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に基づく病院
- (3) 診療所 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に基づく診療所
- (4) 対象期間 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める期間
 - ア 令和4年4月1日から令和4年6月4日
 - イ 令和4年6月5日から令和4年8月6日
 - ウ 令和4年8月7日から令和4年10月1日
 - エ 令和4年10月2日から令和4年12月3日
 - オ 令和4年12月4日から令和5年2月4日
 - カ 令和5年2月5日から令和5年3月31日
- (5) 週 日曜日から土曜日の7日間
ただし、令和4年4月3日の週については、令和4年4月1日から令和4年4月2日を含めた9日間としても差し支えないものとする。
また、令和5年3月26日の週については、令和5年3月26日から令和5年3月31日までの6日間とする。
- (6) 時間外 病院または診療所の標榜する診療時間以外の時間
- (7) 夜間 18時以降(病院又は診療所の診療時間に関わらない。)
- (8) 休日 次に掲げる全ての日(病院又は診療所の診療時間に関わらない。)
 - ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
 - イ 1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日
 - ウ 土曜日

(交付要件及び算定方法)

第4条 補助金は、個別接種促進事業の規定に基づき、対象期間の各区分において、以下の要件を満たした診療所及び病院に対し交付する。

- (1) 診療所における取組への支援
 - ア 対象施設

新型コロナウイルスワクチンの接種を行う診療所。

イ 交付要件及び算定方法

次の①から③のいずれかの要件を満たした場合に、以下の金額を交付する。

① 1週間に100回以上の接種を行った週が4週間以上ある場合

1週間に100回以上の接種をした週における接種回数に対して接種1回当たり2,000円を乗じた額（ただし、②もしくは③により交付を受ける週の接種回数は対象としない。）。

なお、令和4年10月1日以降は、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週において、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

② 1週間に150回以上の接種を行った週が4週間以上ある場合

1週間に150回以上の接種をした週における接種回数に対して接種1回当たり3,000円を乗じた額（ただし、①もしくは③により交付を受ける週の接種回数は対象としない。）。

なお、令和4年10月1日以降は、週150回以上の接種を行ったそれぞれの週において、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

③ 1日に50回以上の接種を行った日がある場合

1日に50回以上の接種を行った日数に対して1日当たり10万円を乗じた額（ただし、①もしくは②による交付を受けない週に属する日に限る。）。

なお、令和4年10月1日以降は、1日に50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

(2) 病院における取組への支援

ア 対象施設

新型コロナウイルスワクチンの接種を行う病院。

イ 交付要件及び算定方法

次の①の要件を満たした場合に、以下の金額を交付する。なお、②の要件を満たす場合には、①に加えて②による金額を交付する。

① 1日に50回以上の接種を行った日がある場合

令和4年4月1日から令和4年11月30日の間に行った接種のうち、1日に50回以上の接種を行った日数に対して1日当たり10万円を乗じた額。

なお、令和4年10月1日以降は、1日に50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

② 病院が特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上の接種をした日が1日以上ある週が4週間以上ある場合

1日50回以上の接種をした日における、特別な接種体制として新型コロナウイルスワクチン接種に従事した人員の従事時間数を週ごとに合計（小数点以下切り捨て）し、週ごとの従事時間数を合算した時間数に以下の単価を乗じた額。

- ・医師 1人1時間当たり7,550円
- ・看護師等 1人1時間当たり2,760円

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 各対象期間の終了後、補助金の交付対象となる診療所及び病院の長は、対象期間ごとに別に定める日までに、知事に対し、補助金の申請及び実績報告をするものとする。

2 前項の申請方法等については、知事が別に定める。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書及び実績報告書を受け取った場合には、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、交付すべき額を確定するものとする。

2 知事は、前項において補助金の交付を決定及び確定したときは、遅滞なく申請を行った者に対し通知を行い、当該申請を行った者に対し補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の申請に関する証拠書類等の管理については、補助金とその交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(VRSとの照合)

第8条 知事は、診療所及び病院が報告した新型コロナウイルスワクチンの接種実績について、別途国より提供されるウイルスワクチン接種記録システム（以下、「VRS」という。）における接種実績と照合を行い、VRS上の接種実績と明らかな乖離がある場合には、報告者に対し照会及び是正の対応を行う。

2 前項により交付内容の是正が必要な場合は、知事が別に定める方法により是正の手続きをするものとする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた後に補助要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、既に交付を行った補助金の返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱（個別接種促進のための支援）新旧対照表

改正後	改正前
<p>令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱 （個別接種促進のための支援）</p> <p>（通則）</p> <p>第1条 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金（個別接種促進のための支援）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和4年9月22日医政発0922第38号、健発0922第14号、薬生発0922第1号別紙。以下「国実施要綱」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4）対象期間 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める期間</p> <p>ア 令和4年4月1日から令和4年6月4日</p> <p>イ 令和4年6月5日から令和4年8月6日</p> <p>ウ 令和4年8月7日から令和4年<u>10月1日</u></p> <p>エ <u>令和4年10月2日から令和4年12月3日</u></p> <p>オ <u>令和4年12月4日から令和5年2月4日</u></p> <p>カ <u>令和5年2月5日から令和5年3月31日</u></p> <p>（5）週 日曜日から土曜日の7日間</p> <p>ただし、令和4年4月3日の週については、令和4年4月1日から令和4年4月2日を含めた9日間としても差し支えないものとする。</p> <p>また、<u>令和5年3月26日の週</u>については、令和5年3月26日から令</p>	<p>令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱 （個別接種促進のための支援）</p> <p>（通則）</p> <p>第1条 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金（個別接種促進のための支援）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和4年4月1日医政発0401第23号、健発0401第3号、薬生発0401第23号別紙。以下「国実施要綱」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4）対象期間 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める期間</p> <p>ア 令和4年4月1日から令和4年6月4日</p> <p>イ 令和4年6月5日から令和4年8月6日</p> <p>ウ 令和4年8月7日から令和4年<u>9月30日</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（5）週 日曜日から土曜日の7日間</p> <p>ただし、令和4年4月3日の週については、令和4年4月1日から令和4年4月2日を含めた9日間としても差し支えないものとする。</p> <p>また、<u>令和4年9月25日の週</u>については、令和4年9月25日から令</p>

<p style="text-align: center;"><u>和5年3月31日までの6日間とする。</u></p> <p>(6) <u>時間外 病院または診療所の標榜する診療時間以外の時間</u></p> <p>(7) <u>夜間 18時以降(病院又は診療所の診療時間に関わらない。)</u></p> <p>(8) <u>休日 次に掲げる全ての日(病院又は診療所の診療時間に関わらない。)</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>土曜日</u></p> <p>(交付要件及び算定方法)</p> <p>第4条 補助金は、個別接種促進事業の規定に基づき、対象期間の各区分において、以下の要件を満たした診療所及び病院に対し交付する。</p> <p>(1) 診療所における取組への支援</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 対象施設</p> <p style="padding-left: 4em;">新型コロナウイルスワクチンの接種を行う診療所。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 交付要件及び算定方法</p> <p style="padding-left: 4em;">次の①から③のいずれかの要件を満たした場合に、以下の金額を交付する。</p> <p style="padding-left: 6em;">① 1週間に100回以上の接種を行った週が4週間以上ある場合</p> <p style="padding-left: 8em;">1週間に100回以上の接種をした週における接種回数に対して接種1回当たり2,000円を乗じた額(ただし、②もしくは③により交付を受ける週の接種回数は対象としない。)</p> <p style="padding-left: 6em;">なお、令和4年10月1日以降は、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週において、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。</p> <p style="padding-left: 6em;">② 1週間に150回以上の接種を行った週が4週間以上ある場合</p> <p style="padding-left: 8em;">1週間に150回以上の接種をした週における接種回数に対して接種1回当たり3,000円を乗じた額(ただし、①もしくは③により交付を受ける週の接種回数は対象としない。)</p> <p style="padding-left: 6em;">なお、令和4年10月1日以降は、週150回以上の接種を行ったそれぞれの週において、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる</p>	<p style="text-align: center;"><u>和4年9月30日までの6日間とする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(交付要件及び算定方法)</p> <p>第4条 補助金は、個別接種促進事業の規定に基づき、対象期間の各区分において、以下の要件を満たした診療所及び病院に対し交付する。</p> <p>(1) 診療所における取組への支援</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 対象施設</p> <p style="padding-left: 4em;">新型コロナウイルスワクチンの接種を行う診療所。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 交付要件及び算定方法</p> <p style="padding-left: 4em;">次の①から③のいずれかの要件を満たした場合に、以下の金額を交付する。</p> <p style="padding-left: 6em;">① 1週間に100回以上の接種を行った週が4週間以上ある場合</p> <p style="padding-left: 8em;">1週間に100回以上の接種をした週における接種回数に対して接種1回当たり2,000円を乗じた額(ただし、②もしくは③により交付を受ける週の接種回数は対象としない。)</p> <p style="padding-left: 6em;">_____</p> <p style="padding-left: 6em;">_____</p> <p style="padding-left: 6em;">② 1週間に150回以上の接種を行った週が4週間以上ある場合</p> <p style="padding-left: 8em;">1週間に150回以上の接種をした週における接種回数に対して接種1回当たり3,000円を乗じた額(ただし、①もしくは③により交付を受ける週の接種回数は対象としない。)</p> <p style="padding-left: 6em;">_____</p> <p style="padding-left: 6em;">_____</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

接種体制を用意していること。

③ 1日に50回以上の接種を行った日がある場合

1日に50回以上の接種を行った日数に対して1日当たり10万円を乗じた額（ただし、①もしくは②による交付を受けない週に属する日に限る。）。

なお、令和4年10月1日以降は、1日に50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

(2) 病院における取組への支援

ア 対象施設

新型コロナウイルスワクチンの接種を行う病院。

イ 交付要件及び算定方法

次の①の要件を満たした場合に、以下の金額を交付する。なお、②の要件を満たす場合には、①に加えて②による金額を交付する。

① 1日に50回以上の接種を行った日がある場合

令和4年4月1日から令和4年11月30日の間に行った接種のうち、1日に50回以上の接種を行った日数に対して1日当たり10万円を乗じた額。

なお、令和4年10月1日以降は、1日に50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

② 病院が特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上の接種をした日が1日以上ある週が4週間以上ある場合

1日50回以上の接種をした日における、特別な接種体制として新型コロナウイルスワクチン接種に従事した人員の従事時間数を週ごとに合計（小数点以下切り捨て）し、週ごとの従事時間数を合算した時間数に以下の単価を乗じた額。

③ 1日に50回以上の接種を行った日がある場合

1日に50回以上の接種を行った日数に対して1日当たり10万円を乗じた額（ただし、①もしくは②による交付を受けない週に属する日に限る。）。

(2) 病院における取組への支援

ア 対象施設

新型コロナウイルスワクチンの接種を行う病院。

イ 交付要件及び算定方法

次の①の要件を満たした場合に、以下の金額を交付する。なお、②の要件を満たす場合には、①に加えて②による金額を交付する。

① 1日に50回以上の接種を行った日がある場合

1日に50回以上の接種を行った日数に対して1日当たり10万円を乗じた額。

② 病院が特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上の接種をした日が1日以上ある週が4週間以上ある場合

1日50回以上の接種をした日における、特別な接種体制として新型コロナウイルスワクチン接種に従事した人員の従事時間数を週ごとに合計（小数点以下切り捨て）し、週ごとの従事時間数を合算した時間数に以下の単価を乗じた額。

- ・医師 1人1時間当たり 7,550 円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760 円

第5条～第10条 〔略〕

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

- ・医師 1人1時間当たり 7,550 円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760 円

第5条～第10条 〔略〕

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

〔新設〕

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱 改正概要

○ 支援の対象期間の変更及び追加（第3条関係）

<変更>

- 「令和4年8月7日から令和4年9月30日」を
「令和4年8月7日から令和4年10月1日」に変更

<追加>

- ・令和4年10月2日から令和4年12月3日
 - ・令和4年12月4日から令和5年2月4日
 - ・令和5年2月5日から令和5年3月31日(※)
- ※令和5年3月26日の週は、令和5年3月31日までの6日間を1週間とする

○ 各種支援に係る要件を新たに追加（第4条関係）

<診療所向け>

- ・50回以上／日の接種を行った場合にかかる支援
⇒50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日に、接種体制を用意していることを要件に追加
- ・週100回（150回）以上の接種を一定期間中に4週間以上行った場合の支援
⇒週100回（150回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していることを要件に追加

<病院向け>

- ・50回以上／日の接種を行った場合にかかる支援
⇒50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日時間外、夜間または休日に、接種体制を用意していることを要件に追加
また、支援の実施は、令和4年11月30日接種分で終了とする

○ 改正の適用について

令和4年10月1日接種分より適用